



有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー 〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol.196 2018年06月21日

EU 一般データ保護規則の商標権行使への影響

2018年05月25日付で、全ての欧州連合市民に関する個人情報の保護を規定する EU 一般データ保護規則 (GDPR) が施行された。本規則は居所に関わらず EU における個人情報の処理及び蓄積をする企業に適用され広範な影響を及ぼすものである。

種々の影響が考えられるが、商標所有者による商標権の行使に影響があるだろう。オンライン上の侵害者又は模倣者に対して商標権を行使する場合、最初にとるべき行為の一つとして、調査を行い警告状を送付するためにドメイン情報を入手すべく WHOIS データベースを調べる必要がある。ドメインの登録日及び満了日に関する技術的情報の提供に加えて、このデータベースは、氏名、物理アドレス、E メール・アドレス及び電話番号を含むウェブサイトの登録者の情報を提供する。WHOIS データベースは、そのデータベースを維持するために世界的にドメイン登録者と契約を締結した Internet Corporation for Assigned Names and Numbers (ICANN) が管理している。

GDPR を遵守するために、どのドメイン登録者が EU かを決定するのが困難であるので、多数のレジストラは、登録者の国及びレジストラ宛の E メール・アドレスのみを掲載して、その他のドメインの情報を削除した。WHOIS.com の如く、その他のレジストラは EU の連絡住所を有する登録者の情報を選択して訂正しているようである。このために GDPR は模倣者及び侵害者が追跡を逃れることを容易にしている。

ドイツをベースとするレジストラの EPAG Domainservices GmbH は、GDPR に違反するとして登録者の管理担当者及び技術担当者の情報収集を中止すると発表した。GDPR の施行日に ICANN は EPAG に対して差止めを求めてドイツにおいて訴訟を提起した。その訴訟は GDPR が情報の収集を認め、そのような情報を公に開示することを単に阻止するものであるという決定を求めた。ICANN は訴状において情報収集と保持はドメインネーム及び/又はその内容に技術的及び法的問題が生じた顧客を判別したり、ドメインのシステムの安定した安全な運営に必要であると主張した。2018 年 05 月 30 日にボンの地方裁判所はそのような情報収集と保持は GDPR に違反するとして暫定差止めの請求を却下した。裁判所は管理担当者及び技術担当者の情報のような余分な情報はドメインの登録には必要ないことも言及している。

調査段階を越えた影響がある。商標所有者はドメインの取消又は移転のために統一ドメイン名の紛争解決ポリシー (UDRP)による訴訟を提起することができる。現行の UDRP 規則では申立人はドメイン名の登録者の名称と住所を提供しなければならない。しかしながら、その要件に従うには WHOIS のデータがなければ困難である。この問題に関して、ICANN は登録者の情報がなくても UDRP 事件を受理し、登録者は登録者情報を紛争解決申立人に提供することを求める暫定策を採択した。これは1年以上は効力のない暫定策であり、ICANN が最終的にどのような方策を採るかは今後の課題である。

(出典: National Law Review)